

岩手県告示第 426 号

浄化槽工事業者登録簿の閲覧に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

浄化槽工事業者登録簿の閲覧に関する規程の一部を改正する告示

浄化槽工事業者登録簿の閲覧に関する規程（昭和60年岩手県告示第978号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(閲覧時間)</p> <p>第2条 浄化槽工事業者登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧時間は、岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日を除き、次の各号に掲げる閲覧所ごとに、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>地方振興局土木部</u>（盛岡地方振興局土木部を除く。）及び<u>宮古地方振興局岩泉土木事務所内の閲覧所</u> 午前8時30分から午後5時まで</p>	<p>(閲覧時間)</p> <p>第2条 浄化槽工事業者登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧時間は、岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日を除き、次の各号に掲げる閲覧所ごとに、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局</u>（盛岡地方振興局を除く。）の<u>土木部並びに宮古地方振興局岩泉土木事務所内の閲覧所</u> 午前8時30分から午後5時まで</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。